

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年2月4日（平成28年（行情）諮問第74号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第359号）

事件名：特定文書に記載の「諮問事項（下段）に対する答申に相当する文書」  
の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定文書（2013-00267-006-IMG5枚目）に記載の諮問事項（下段）に対する答申に相当する文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年5月14日付け情報公開第00705号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

不開示決定の取消し。

開示請求に当たって出典とした文書を見る限り、作成された可能性が高いと思われるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「特定文書（2013-00267-006-IMG5枚目）に記載の諮問事項（下段）に対する答申に相当する文書の全て。＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」に対し、不開示（不存在）とする原処分を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、異議申立人からの別件の開示請求に対し、外務省が開示決定等を行った文書に記される、外務省安全保障法制研究会が設定した諮問事項に対する答申に相当する文書の全てである。

### 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「開示請求に当たって出典とした文書を見る限り、作成された可能性が高いと思われるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、文書が存在する旨主張している。
- (2) しかしながら、異議申立人が出典とした「外務省安全保障法制研究会」における「諮問事項」については、同研究会の第7回会合資料として、同研究会の委員による考察を記した文書が存在しているのみである。同研究会は、平成16年度に論点整理を行い、次年度に総合的な調査・研究を実施することとしていたため、計8回行われた研究会会合では、研究成果等をまとめた文書は作成しておらず、また、次年度以降は研究会が開催されなかったため、他に研究成果等をまとめた文書は作成されておらず、本件請求対象である答申に相当する文書も作成されていない。この事実については、上記2の開示請求に対する決定に対する異議申立てがなされた際に、情報公開・個人情報保護審査会から交付された平成26年度（行情）答申第457号により是認されたところである。
- (3) したがって、異議申立人による、文書が作成された可能性が高いとの主張には理由がない。

### 4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年2月4日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月25日   | 審議            |
| ④ 同月9月27日   | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定文書に記載の諮問事項（下段）に対する答申に相当する文書」である。

諮問庁は、本件対象文書を作成も取得もしておらず不存在であるとして、不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、「特定文書（2013-00267-006-1

MG 5 枚目)に記載の諮問事項(下段)に対する答申に相当する文書」である。同諮問事項は、国際平和協力の在り方について政府内での検討を進めるため、日本国憲法解釈としての「武力の行使の一体化」に当たる行為(活動)の評価を、国際法の立場から検証するとともに、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野横断的に改めて論点を整理することを目的として、平成16年2月ないし同年11月の間、8回にわたり開催された外務省安全保障法制研究会(以下「研究会」という。)において提示されたものであり、同年10月に担当有識者個人による同諮問事項に対する報告が行われている。

イ 上記アの8回の研究会では、上記アの有識者個人による報告を除き、研究成果等をまとめた答申や報告書は作成していない。

ウ 研究会の関連文書は全て行政文書ファイル「安保概念3」につづられていることから、同ファイルも確認したが、報告書の存在は確認できなかった。本件異議申立てを受け、念のため、パソコン上のファイルや書架等の探索を行ったが、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、研究会に関する文書がつづられている行政文書ファイルの存在は確認できず、答申や報告書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から行政文書ファイル「安保概念3」の提示を受けて確認したところ、研究会の目的、開催状況等は諮問庁の上記(1)アの説明のとおりであり、また、行政文書ファイル「安保概念3」には報告書の存在は確認できないことについても諮問庁の上記(1)ウの説明のとおりと認められる。さらに、研究会の会合は平成15年度から平成16年度にかけて行われていることから、諮問庁から、研究会の担当課が平成15年度及び平成16年度に作成又は取得した行政文書を保存した行政文書ファイルが登録されている行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、開示請求時点で、研究会に関する文書がつづられている行政文書ファイルは存在していないと認められ、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久